

令和元年 11 月 12 日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和元年 11 月 12 日（火）、午前 10 時 30 分 久留米市商工会館 5 階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1 番	飯田三津雄 委員
2 番	池田 清茂 委員
3 番	池田 龍子 委員
4 番	石井 孝雄 委員
5 番	稲富 克紀 委員
6 番	上村 孝二 委員
7 番	内田 洋一 委員
8 番	緒方 義範 委員
9 番	笠 幸夫 委員
11 番	古賀 喜治 委員
12 番	坂井 康孝 委員
13 番	平 壯一 委員
15 番	田中 弥生 委員
16 番	手島富士雄 委員
17 番	富松 隆晴 委員
19 番	日比生和雄 委員
20 番	深川 嘉穂 委員
21 番	松延 洋一 委員
22 番	馬渡恵美子 委員
24 番	諸藤 澄夫 委員

欠席委員は次のとおりである。

古賀 誠一 委員、田中 文 委員、森崎 康洋 委員

事務局の出席者は 10 名である。

事務局 おはようございます。これから総会のほうに移りたいと思います。  
今日は、古賀誠一委員、田中文委員、森崎委員のほうから欠席の報告を頂いております。本日は、現委員数 23 名中 20 名の出席があつておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会が成立していることを報告いたします。  
また、本日は傍聴希望者がお一人いらっしゃいます。傍聴にあたりましては、久留米市農業委員会傍聴要領第 1 条第 1 項の規定により、会長の許可が必要となっておりますので、会長に許可を求めたいと思います。

議長 本日の第 1 号議案から第 8 号議案について、1 名の方より、傍聴の申し出があつております。1 名の方の傍聴を許可することにいたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

委員 はい。

議長 それでは、1 名の方に傍聴を許可することにいたします。

事務局 傍聴者に入ってください。

議長 傍聴者の確認をいたします。城島町の\*\*\*\*\*さんに、間違いはございませんか。

傍聴者 はい。

議長 傍聴者に申し上げます。  
本日の傍聴につきましては、第 1 号議案から第 8 号議案までといたします。  
議案番号が終了いたしましたら、すみやかに退室をお願いいたします。  
それでは、11 月の農業委員会総会を開催いたします。  
第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 1 ページをお願いします。  
第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。  
所有権移転 東部地域 1 番から 2 ページ 10 番までの 10 件です。  
3 ページをお願いします。  
西部地域 11 番から 16 番までの 6 件です。

以上、1番から16番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
「第1号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、「第1号議案」は、可決されました。  
つづきまして、第2号議案「農地転用計画変更承認申請について」でございますが、審議番号1番につきましては、次の第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」と関連のある案件でございますので、審議番号1番は、第3号議案と一括して、議題といたします。  
また、審議番号2番につきましては、第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」と関連のある案件でございますので、審議番号2番は第4号議案と一括して、議題といたします。  
それでは、第2号議案 審議番号1番及び第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 4ページをお願いします。

第2号議案「農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番1件です。

1番 申請地 田主丸町田主丸 畑 377㎡、

申請理由 転用面積を変更するものです。

変更内容 面積を931㎡から377㎡に変更するものです。

こちらにつきましては、平成11年5月31日付にて、4条許可がなされたものです。

また、第3号議案2番と関連案件となっております。

5ページをお願いします。

第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番から3番までの3件です。

1番 申請地 山本町耳納 畑 425㎡、

申請理由 申請地に自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番 申請地 田主丸町田主丸 田 377㎡、

申請理由 申請地に自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

こちらについては、第2号議案1番と関連案件となっております。

3番 申請地 北野町中 田 1,644㎡、

申請理由 申請地に盛土を行い畑として利用するものです。

農地区分は、1種農地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

西部地域 4番から6ページ5番までの2件です。

4番 申請地 大善寺町夜明 田 27㎡、

申請理由 申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。

6ページをお願いします。

5番 申請地 城島町芦塚 田 27㎡、

申請理由 申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は、1種農地ですが、特別立地条件を必要と事業として、不許可の例外規定を適用しております。

なお、5ページ審議番号3番につきましては、福岡県農業会議の意見聴取案件でございます。以上で、説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、東部審査会、西部審査会の順番で審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会から報告をお願いいたします。

委員 それでは、東部審査会からまいります。  
審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。  
転用目的は、自己用住宅の建築です。  
申請地は、山本小学校から北東へ約1.3キロメートル、草野小学校から北西へ約1.9キロメートルのところに位置します。  
農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地で

あり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、合併浄化槽を通じて西側の水路へ排水されます。被害防除については、コンクリートブロックを設置する計画となっております。つづきまして、審議番号2番について説明いたします。

こちらは、第2号議案1番と関連する案件です。地図ナンバーは4番です。転用目的は、自己用住宅及び倉庫の建築です。

当初の申請では、所有者が自己用住宅及び倉庫を建築するものとして、平成11年5月31日に許可を受けておりましたが、建築費用が不足したため転用地の西側部分にだけ建物を建て、残地は農地として利用していらっしやいました。今回、当初の転用地の中央に息子さんの住宅を建てるにあたり、地目変更をしようとしたところ、土地の一部にしか建物が無いため地目の変更が出来ず、分筆を行い改めて計画変更と4条申請を行うものです。なお残った部分に関しては、農地として耕作をしていくとのことで、理由書付の申請となっております。

申請地は、田主丸中学校から北へ約280メートル、柴刈小学校から南東へ約3.2キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、敷地内の溜桝を経由して西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、西側の市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防いでいます。

つづきまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは5番です。転用目的は、農地改良行為となっております。

申請地は、北野小学校から北東へ約700メートル、北野中学校から北西へ約1.4キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下です。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工をされる計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、

書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしくお願いたします。

- 委員 次に西部審査会から報告いたします。
- 審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。
- 転用目的は、自己用住宅の敷地として拡張するものですが、すでに施工済みでしたので、始末書付きの申請となっております。
- 申請地は、西鉄大善寺駅から西へ約400メートル、大善寺小学校から南へ約400メートルのところに位置しています。
- 農地区分は、西鉄大善寺駅からおおむね500メートルの区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。
- 雨水排水につきましては、自然流下。
- 汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。
- 被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。
- 次に、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。
- 転用目的は、自己用住宅の敷地として拡張するものです。
- 申請地は、下田小学校から北へ約1.4キロメートル、安武小学校から西へ約4キロメートルのところに位置しています。
- 農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が既存敷地の拡張であり、特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。
- 雨水排水につきましては、暗渠を経由して北側の水路へ排水されます。
- 汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し、暗渠を経由して北側の水路へ排水します。
- 被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。
- これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。
- 以上、2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしくお願いたします。以上です。
- 議長 審査会からの報告が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

- 委員 2号議案 審議番号1番の地目は畑、3号議案 審議番号2番の地目は田になっているのは、どういうことなのか。
- 事務局 ご指摘ありがとうございます。すみません。計画変更のほう、4ページの畑のほう  
が、間違っていて、地目は田です。訂正をお願いいたします。
- 議長 他にございませんか。
- 「無しの声」
- 議長 他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決いたします。  
なお、採決にあたりましては、「第2号議案 審議番号1番」と「第3号議案」に分けて採決いたします。  
それでは、「第2号議案 審議番号1番」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
- 「全員挙手」
- 議長 ありがとうございます。  
全員挙手により、「第2号議案 審議番号1番」は、可決されました。  
つづきまして、「第3号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
- 「全員挙手」
- 議長 ありがとうございます。  
全員挙手により、「第3号議案」は、可決されました。  
なお、審議番号3番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。  
つづきまして、第2号議案 審議番号2番及び第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 4ページをお願いします。  
第2号議案「農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書  
が提出されたので付議いたします。  
西部地域 2番1件です。  
2番 申請地 三潯町西牟田 畑 8筆計 1,609㎡、



申請理由 転用目的、転用面積及び施工期間を変更するものです。

変更内容 転用内容を貸家住宅(6戸)から貸家住宅(5戸)及び集合住宅(1棟8戸)に、転用面積を1,399㎡から1,609㎡に、施工期間を平成29年9月1日から平成31年3月31日だったものを令和元年11月15日から令和2年11月30日に変更するものです。

こちらにつきましては、平成29年7月10日付にて5条許可がなされたものです。

また、第4号議案11番と関連案件となっています。

7ページをお願いします。

第4号議案 「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番から3番までの3件です。

1番 申請地 田主丸町田主丸 田 317㎡、

申請理由 申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

2番 申請地 田主丸町田主丸 田 1,488㎡、

申請理由 申請地を取得し、集合住宅(2棟16戸)を建築するものです。

3番 申請地 北野町大城 畑 423㎡、

申請理由 申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

8ページをお願いします。

西部地域 4番から9ページ11番までの8件です。

4番 申請地 上津町 畑 697㎡、

変更理由 申請地を取得し、病院の敷地を拡張するものです。

5番 申請地 小森野5丁目 畑 206㎡、

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

6番 申請地 小森野5丁目 畑 214㎡、

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

7番 申請地 大善寺町夜明 田 496㎡、

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

8番 申請地 大善寺町夜明 田 499㎡、

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用するものです。

9ページをお願いします。

9番 申請地 藤光町 畑 499㎡、

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

10 番 申請地 三瀨町玉満 田 217 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、菓子工場の敷地を拡張するものです。

11 番 申請地 三瀨町西牟田 畑 8 筆計 1,609 m<sup>2</sup>、

申請理由 申請地を取得し、貸家住宅(5 戸)及び集合住宅(1 棟 8 戸)を建築するものです。

こちらは、第 2 号議案 2 番と関連案件となっています。

また、農地法第 4 条による同時許可となります。

以上で説明終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、東部審査会、西部審査会の順番で審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会から報告をお願いいたします。

委員 それでは、東部審査会からまいります。

審議番号 1 番について説明いたします。地図ナンバーは 8 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、田主丸中学校から北へ約 280 メートル、柴刈小学校から南東へ約 3.2 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第 1 種農地に該当しますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に設置する溜桝と宅地を経由して、西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましても、宅地を経由して、西側の市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 2 番について説明いたします。地図ナンバーは 9 番です。

転用目的は、集合住宅(2 棟 16 戸)を建築するものです。

申請地は、JR 田主丸駅から南東へ約 440 メートル、水縄小学校から北西へ約 1 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、用途地域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、西側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましても、西側の市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、L 型擁壁とコンクリートブロックの設置により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、善導寺保育園から北東へ約580メートル、大城小学校から南へ約1.6キロメートルのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下となっております。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既設の擁壁の利用とコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

委員 西部審査会から報告いたします。

審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは11番です。

転用目的は、理事を勤める法人に貸し、病院の敷地として拡張するものです。

申請地は、久留米工業大学から東へ約300メートル、青陵中学校から南へ約300メートルのところに位置しています。

農地区分については、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲と土地の高さをあわせることにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、小森野小学校から北西へ約300メートル、小森野保育園から西へ約200メートルのところに位置しています。

農地区分については、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、500メートル以内に小学校と保育園がある農地でありますので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、新設する溜桝を経由して、南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、南側に埋設している市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 6 番について説明いたします。地図ナンバーは 13 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、小森野小学校から北西へ約 300 メートル、小森野保育園から西へ約 200 メートルのところに位置しています。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500 メートル以内に小学校と保育園がある農地でありますので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、既設の溜桝を経由して、南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、南側に埋設している市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 7 番について説明いたします。地図ナンバーは 14 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、西鉄大善寺駅から西へ約 400 メートル、大善寺小学校から南へ約 400 メートルのところに位置しています。

農地区分については、西鉄大善寺駅からおおむね 500 メートルの区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して、北側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、北側道路に埋設している市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 8 番について説明いたします。地図ナンバーは 15 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、大善寺小学校から南西へ約 500 メートル、西鉄大善寺駅から西へ約 900 メートルのところに位置しています。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、新設する溜桝を経由して東側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、東側道路に埋設している市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 9 番について説明いたします。地図ナンバーは 16 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、荒木中学校から北へ約 1.1 キロメートル、ひいらぎ保育園から南へ約 900 メートルのところに位置しています。

農地区分については、おおむね 10 ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、新設する溜桝を経由して西側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置することにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 10 番について説明いたします。地図ナンバーは 17 です。

転用目的は、菓子工場の敷地として拡張するものです。

申請地は、西鉄犬塚駅から北へ約 500 メートル、三潞総合支所から南西へ約 500 メートルのところに位置しています。

農地区分については、西鉄犬塚駅からおおむね 500 メートルの区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して北側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、溜桝を経由して、北側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

次に、審議番号 11 番について説明いたします。

こちらは第 2 号議案 2 番と関連する案件です。地図ナンバーは 18 番です。

転用目的は、貸家住宅(5 戸)及び集合住宅(1 棟 8 戸)を建築するものです。

今回の転用申請については、当初、平成 29 年 7 月 10 日に貸家住宅(6 戸)を建築する目的で転用許可を受けていましたが、1 筆追加で売買することになり、内容の変更が生じたため、変更承認申請を併せて行うものです。

申請地は、JR 西牟田駅から東へ約 400 メートル、荒木中学校から南へ約 2 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、JR 西牟田駅からおおむね 500 メートルの区域内にある農地でありますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜桝を経由して東側及び西側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し、東側及び西側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾書等、添付書類を確認しております。以上、8件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 審査会からの報告が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。なお、採決にあたりましては、「第2号議案 審議番号2番」と「第4号議案」に分けて採決をいたします。「第2号議案 審議番号2番」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。  
全員挙手により、「第2号議案 審議番号2番」は、可決されました。  
つづきまして、「第4号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、「第4号議案」は、可決されました。  
つづきまして、第5号議案 「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 10ページをお願いいたします。  
第5号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請が提出されたので、付議いたします。  
1番から3番までの3件です。  
1番 申請人 田主丸町恵利 \*\*\*\*、経営面積 120,927㎡、  
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。  
2番 申請人 北野町高良 \*\*\*\*、経営面積 42,277㎡、  
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

3番 申請人 城島町下青木 \*\*\*\*\*, 経営面積 20,994㎡、  
農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。  
「第5号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、「第5号議案」は、可決されました。  
つづきまして、第6号議案 「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議  
題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 11ページをお願いいたします。

第6号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促  
進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたの  
で、付議いたします。

1. 所有権移転 9件
2. 利用権設定(通年作) 728件
3. 利用権設定(期間借地) 55件です。12ページをお願いいたします。

1. 所有権移転

第1区 1番、2番の2件です。

1番 所在地 大橋町常持 田 2,561㎡、推進機構からの買入となります。

2番 所在地 善導寺町木塚 田 2,327㎡、推進機構からの買入となります。

第2区 3番から13ページ5番までの3件です。

3番 所在地 田主丸町恵利 田 947㎡、推進機構への売渡しとなります。

4番 所在地 田主丸町地徳 田 286㎡、推進機構への売渡しとなります。

13ページをお願いいたします。

5番 所在地 田主丸町中尾 田 1,365㎡、推進機構からの買入となります。

第4区 6番から8番までの3件です。

6番 所在地 城島町浮島 田 1,452㎡、推進機構からの買入となります。

7番 所在地 城島町江上本 田 2,095 m<sup>2</sup>、推進機構からの買入となります。  
8番 所在地 城島町下青木 田 4筆計 9,919 m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。  
14 ページをお願いいたします。

第5区 9番1件です。

9番 所在地 三瀨町清松 田 2筆計 1,379 m<sup>2</sup>、推進機構からの買入となります。  
15 ページをお願いいたします。

## 2. 利用権設定(通年作)

こちらは、右下の総計のみ説明させていただきます。

総計 契約件数 728件、筆数 1,794筆、設定面積 2,600,879.39 m<sup>2</sup>です。  
16 ページをお願いいたします。

## 3. 利用権設定(期間借地)

こちらにつきましても、右下の総計のみ説明させていただきます。

総計 契約件数 55件、筆数 135筆、設定面積 310,928.65 m<sup>2</sup>です。

以上、1. 所有権移転 9件  
2. 利用権設定(通年作) 728件  
3. 利用権設定(期間借地) 55件

につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断いたします。以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。  
「第6号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、「第6号議案」は、可決されました。  
よって久留米市長あて、通知いたします。  
つづきまして、第7号議案「農用地の買入協議要請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 17 ページをお願いいたします。  
第7号議案「農用地の買入協議要請について」、農業経営基盤強化促進法第16条第



1 項の規定に基づき、市長へ農用地の買入協議を要請いたしたいので、付議いたします。

第1区 1番 1件です。1番 所在地 宮ノ陣町若松 田 3筆計 8,993㎡、  
要請理由 あっせん相談により、地元農地利用最適化推進委員による、あっせん協議を行い、認定農業者への集積が図れるよう調整を試みたが、売り渡し希望価格において調整が不調に終わった。しかしながら、当該農用地は久留米市農業基本構想の実現など将来的見地からみた優良農地であり、認定農業者への集積を図るため、市長への買入協議要請を行うものです。以上で、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。  
「第7号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 全員挙手により、「第7号議案」は、可決されました。  
よって久留米市長あて、要請いたします。  
つづきまして、第8号議案 「久留米市農業委員会事務専決規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 18ページをお願いいたします。

第8号議案 「久留米市農業委員会事務専決規程の一部改正について」、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成30年法律第23号)が平成30年11月16日に施行されたことに伴い、久留米市農業委員会事務専決規程の一部を改正したので、付議いたします。

こちらにつきましては、昨年、農業用ハウス等の内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、日照条件など一定の施設の基準を満たし、農作物栽培の効率化、高度化が可能であれば、農地転用に該当せず、固定資産税は農地の課税として取り扱う、農作物栽培高度化施設の案件です。

農作物栽培高度化施設については、届出により処理することとなっているため、専決規程に4条、5条の届出と同じように農作物栽培高度化施設の条文、第43条第1項を追加しております。

久留米市農業委員会事務専決規程の一部改正する規程

久留米市農業委員会事務専決規程(平成5年農業委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表2の項中「及び第5条第1項第6号」を「第5条第1項第6号及び第43条第1項」に改める。

附則 この規程は、公布の日から施行する。

なお、今後は、農作物栽培高度化施設の届出がありましたら、4条、5条の届出と同じように議案書にて報告いたします。

19ページをお願いいたします。

こちらの表は、事務専決規程、会長専決事項、別表2の新旧対照表となっております。右側が現行の内容、左側が改正案となっております。

農作物栽培高度化施設の条文第43条第1項を追加しております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただ今から採決をいたします。  
「第8号議案」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 全員挙手により、「第8号議案」は、可決されました。  
傍聴者の\*\*\*\*\*さんにお伝えします。「1号議案」から「8号議案」までが終了いたしました。退席をお願い申し上げます。

つづきまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法第3条の規定による許可の取消願について

事務局からの説明は省略いたします。それでは、ただいまから、質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑が無いようですので、これにて終了をいたします。  
従いまして、報告第1号から報告第4号までの報告事項は終わります。

次にお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ございませんか。

「異議無しの声」

議長 異議なしと認めます。よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。  
久留米市農業委員会議規則第10条第2項の規定により

7番 内田 洋一 委員  
20番 深川 嘉穂 委員 をお願いをいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。